

## ① 要介護・要支援の認定を受けている方



※認定を受けていない方は、要介護・要支援認定の申請を行い、認定を受ける必要があります。

## ② 担当ケアマネジャー又は熊取町介護保険課もしくは地域包括支援センターやさかへ相談



## ③ 改修箇所の検討、施工業者の選定



## 《保険給付対象となる主な改修工事》

- トイレ・浴室・玄関・廊下・階段・居室等への手摺取り付け
- 段差の解消 ●「和式便器」から「洋式便器」への取り替え
- 床材の変更 ●扉を「引き戸」に変更する等

申請者(被保険者)→介護保険課

## ④ 施工業者の選定後、事前申請書の提出(事前申請)

申請者(被保険者)は改修工事に取りかかる前に次の事前申請書類を介護保険課に提出して下さい。

(事前申請時提出書類)

- ・介護保険住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書(原則、ケアマネジャーが作成します。契約されていない場合はご相談下さい。)
- ・工事費見積書(社印ありの原本。宛名は申請者(被保険者)のフルネームであること)
- ・完成予定の状態が確認できる平面図 申請者(被保険者)フルネームを記載すること。  
**※生活動線を確認しますので、改修箇所のみではなく全体の平面図が必要です。**
- ・日付入りの写真(マーカー等で手すりの設置位置等の改修箇所が分かるように明示してください。)  
**※写真の中で日付を確認できるようにすること。**
- ・住宅の所有者の承諾書(改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合のみ必要)
- ・福祉住環境コーディネーター検定試験合格証の写し(理由書作成者が福祉住環境コーディネーター2級以上の場合に必要です。ケアマネジャーが作成する場合は不要です。)
- ・【受領委任払のみ】介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書兼同意書  
※施工業者名は**法人名**から記入してください。



介護保険課→申請者(被保険者)

## ⑤ 審査・通知

住宅改修が保険給付対象として適当か審査します。(審査については、書類提出から約1ヶ月程度時間を要します。)  
審査後、申請者(被保険者)に対し、その結果を通知書(介護保険住宅改修費事前申請承認通知書)にて通知します。  
通知書(介護保険住宅改修費事前申請承認通知書)が届きましたら、**施工業者に依頼し、改修を行って下さい。**

**※審査結果通知前に住宅改修工事を実施した場合、給付できません。**

**※住宅改修費の支給決定とは異なります。**



## ⑥ 施工・完了



申請者(被保険者)→介護保険課

## ⑦ 住宅改修費の支給申請・決定(事後申請)

申請者(被保険者)は改修完了後、下記の書類を提出して下さい。④で提出された書類通り改修が行われているか確認し、保険給付が認められた場合、住宅改修費を支給します。(支給には、書類提出後から約1ヶ月程度時間を要します。)

(改修後提出書類)

- ・介護保険住宅改修完了届
- ・住宅改修に要した費用に係る領収書(社印ありの原本。宛名は被保険者(申請者)のフルネームであること。但し書きの部分に「住宅改修費」等の文言を入れて下さい)
- ・工事費内訳書(社印ありの原本。宛名は被保険者(申請者)のフルネームであること)
- ・改修箇所ごとの**改修前及び改修後の写真※写真の中で日付を確認できるようにすること。**
- ・介護保険住宅改修費事前申請承認通知書の写し
- ・【償還払のみ】委任通知書(口座振込先の口座名義人が申請者以外の場合のみ必要)
- ・【受領委任払のみ】請求書
- ・【受領委任払のみ】介護保険住宅改修費受領委任払承認(不承認)決定通知書の写し